

市民税減免対象の方へ

市民税が減免になることにより、帯広市が実施する下記事業の対象者となったり、自己負担額や、利用料金が減額される場合があります。

既に利用されている事業や、これから利用を予定しているものがありましたら、各担当課までお問合せください。

なお、手続きには市民税課発行の「市民税・道民税の減免申請に対する決定書」の提示が必要です。

事業名等	申請により 適用される内容	担当課	連絡先
各種検診	自己負担額	健康推進課	0155-25-9720
障害児通所支援事業	自己負担額	子育て支援課	0155-25-9700
障害者地域生活支援事業	自己負担額	子育て支援課 障害福祉課	0155-25-9700 0155-65-4147
障害者自立支援給付事業	自己負担額		
重度心身障害者医療給付事業(※)	自己負担額	障害福祉課	0155-65-4147
障害者自立支援医療給付事業	自己負担額		
障害者補装具費支給事業	自己負担額		
自助具給付事業	自己負担額		
障害者日常生活用具給付事業	自己負担額		
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業	自己負担額		
家族介護用品支給事業(※)	支給対象要件	介護高齢福祉課	0155-65-4145
養護老人ホーム(※)	扶養義務者の 費用徴収基準月額	介護高齢福祉課	0155-65-4150
子育て短期支援事業(※)	利用料金	子育て支援課	0155-25-9700
ひとり親家庭等 日常生活支援事業(※)	利用料金	こども課	0155-65-4160
ひとり親家庭等 医療給付事業(※)	自己負担額		
乳幼児等医療給付事業(※)	自己負担額		
就学援助費支給事業 ・既に認定されている方は問合せ不要	就学援助費の受給	学校教育課	0155-65-4203

(※)…生活困窮により納期限の到来していない市民税の全部が免除された場合のみ該当